

製造物責任法

製造物責任法は、「製造物」の「欠陥」によって生命、身体または財産に被害を受けたことを証明した場合に、被害者がその「製造物」の「製造業者等」に損害賠償を求めることができるとする、民事上の法律です。Product（製造物）のPと、Liability（責任）のLの頭文字をとり、一般に**PL法**と呼ばれています。

PL法では、「製造物」を「製造又は加工された動産」と定義しており、サービス（医療、理容、美容、エステなど）、不動産（土地、建物など）、未加工の農林畜水産物、無体物（電気、ソフトウェアなど）は、それに該当しないとされています。また、**PL法**における「欠陥」とは、「製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」を指し、安全性にかかわらないような品質上の不具合は該当しません。さらに、「欠陥」があっても、それによる被害がその製造物自体の損害にとどまった場合は、**PL法**に基づく損害賠償請求の対象になりません（**PL法**が適用されない場合であっても、**民法**上の不法行為責任（第709条）、債務不履行責任（第415条）、瑕疵担保責任（第570条）などの要件を満たしていれば、それぞれの責任に基づき損害賠償を請求できる可能性はあります）。

「欠陥」には三つの類型があり、設計上の欠陥（安全性に配慮して設計されていなかった等）、製造上の欠陥（製造工程に誤りがあったために安全性を欠いている等）、指示・警告上の欠陥（有用性や効用との関係で除去できないような危険について、それによる事故を防ぐための指示・警告が適切でなかった等）が、これにあたります。ただし、皮膚トラブルなどのように個人の体質に左右されるような場合は、被害発生の可能性とその程度も考慮した上で、

欠陥の有無が判断されることとなります。また、製品表示や取扱説明書に従わずに誤った使い方をしたり、本来の用途とは異なる目的に使ったりしたために事故に至った場合は、使用者の責任とみなされる可能性があります。

さて、**PL法**に基づく損害賠償を請求するには、①損害の発生、②欠陥の存在、③損害と欠陥との因果関係を立証しなければなりません。もしも事故が起きてしまったら、事故現場の状況を写真、ビデオ、メモなどに記録し、事故の原因となった製品、被害が及んだ家財などは大切に保管しておきましょう。原因究明等のために、警察署、消防署、製造業者等に事故品を預ける必要があるときには、預り証などの交付を受け、送った場合は運送会社などの控えも保管しておきましょう。また、ケガや病気の場合には、医師の診断書、諸経費の領収証などを保管しておきましょう。そして、事故が発生した日時・場所、そのときの使用状況、被害の内容などを整理した上で、製造業者等に申し出ましょう。その際、先方の担当者名や対応内容などを、メモや録音テープなどに記録しておくといでしょう。

PL法の目的は「…（略）…の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与すること」（第1条）です。つまり、事故が起きてしまった場合の被害を救済するだけでなく、事故の未然防止・再発防止に向けて活かしていくことが求められていると言えます。そのためには、製造業者はより安全な製品設計を心がけ、品質管理を徹底し、必要な情報が正確に伝わるような表示の工夫に努めることが求められます。また、消費者も、購入・使用する際は製品表示や取扱説明書をよく読んで、正しく使用する必要があります。日頃から製品回収情報や事故情報に関心を持つようにしましょう。

★詳しくは…

消費者庁「消費者の窓：製造物責任法」
<http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/seizoubutsu/>